

## 埼玉県介護支援専門員登録事業実施要綱

### 1 目的

埼玉県介護支援専門員登録事業（以下「本事業」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚令第36号。以下「規則」という。）の規定に基づく介護支援専門員資格登録簿（以下「登録簿」という。）の作成及び管理、同法第69条の3から第69条の6までの規定に基づく介護支援専門員証（以下「証」という。）の交付等により、介護支援専門員の適切かつ継続的な管理を行うことを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、埼玉県とする。

### 3 対象者

本事業の対象者は、介護支援専門員実務研修を修了した者とする。

### 4 登録簿

#### (1) 記載事項

法第69条の2第2項に基づく登録簿には、同条並びに規則第113条の6及び規則第113条の15に規定する事項のほか、次の事項を記載するものとする。

ア 登録年月日

イ 証交付年月日

ウ 有効期間満了日

エ 介護支援専門員実務研修の研修実施機関名

オ 「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づく研修の修了年月日及び研修実施機関名

カ 介護予防支援業務に関する研修の修了年月日及び研修実施機関名

キ 主任介護支援専門員資格の有無

ク 主任介護支援専門員の有効期間満了日

ケ 予防担当介護支援専門員資格の有無

コ 旧登録証（介護支援専門員登録証明書）の登録番号並びに登録都道府県及び登録年月日

サ 登録の失効を行った場合の事由及び失効登録年月日

なお、日本国籍を有しない者の介護支援専門員資格登録簿に登録する氏名は、住民票に記載の「氏名」又は「通称名」のいずれかを選択できるものとする。

## (2) 登録簿の形態

登録簿は、規則第113条の7第2項に規定する形態により行う。

## 5 申請及び通知

本事業に係る申請書の様式は、別表1に定める。なお、埼玉県電子申請・届出システムにより作成された申請書については、別表1に定める様式として読み替えるものとする。

## 6 手数料

証の交付に係る事務手数料については、埼玉県手数料条例（平成12年3月24日条例9号）第2条及び同別表の規定により徴収するものとし、埼玉県証紙条例（昭和39年3月31日条例第63号）第2条及び同別表の規定により電子納付等で徴収する。

## 7 本人情報の確認

申請者の本人情報確認については、申請者の求めがあったときは住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の15第1項第2号及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成22年4月1日条例第6号）の規定により住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認するものとする。

## 8 標準処理期間

本事業の標準処理期間は、申請書受理日から起算して15日とする。

## 附則

本要綱は、平成22年4月1日から適用する。

本要綱は、平成22年7月6日から適用する。

本要綱は、平成24年8月1日から適用する。

本要綱は、平成25年2月8日から適用する。

本要綱は、平成25年7月8日から適用する。

本要綱は、平成28年3月15日から適用する。

本要綱は、平成29年4月1日から適用する。

本要綱は、平成29年8月29日から適用する。

本要綱は、平成30年3月29日から適用する。

本要綱は、令和2年9月10日から適用する。

本要綱は、令和3年4月1日から適用する。

本要綱は、令和5年1月1日から適用する。

本要綱は、令和6年1月1日から適用する。ただし、旧様式は令和6年3月3

1 日まで使用可能とする。